

論点整理

(1) 新たなモビリティに対する道路運送車両法の適用について

○「歩道通行車」

歩道通行車は、電動車椅子相当の大きさで歩道を時速6km程度(歩行者と同等)で走行する機体とされている。道路運送車両法では、これと同様の大きさ・速度で歩道を走行する電動車椅子を歩行者相当と捉えて、「車両」に該当しないものと解釈し、道路運送車両法を適用していないところ、歩道通行車についても同様の考え方を適用すべきか。

○「小型低速車」

小型低速車に該当する機体は、最高速度が一般的な自転車利用者並みで走行する機体とされている一方、人の力によらず容易に速度が出せることから、車両の運行に必要な安全性を確保するという観点から、道路運送車両法を適用すべきか。この際、小型低速車の特徴を踏まえて、どのような規制とすべきか。

○「既存の原動機付自転車等」

新たなモビリティだが既存の原動機付自転車に位置付けられる機体は、引き続き同じ原動機付自転車に位置付けるべきか。

(2) 小型低速車の制度設計について

○ 保安基準

道路運送車両法における車体について、どのような保安基準を設けるべきか。

○ 型式認定

道路運送車両法における車体について、型式認定など保安基準適合性をどのように確認するか。

○ 不適合品の排除や放置車両の防止策

不適合車両の排除や効果的な放置車両の防止策をどうするか。(警察による効果的な取締りとの連携等で)